

論文

# 足利義持と後小松「王家」

石原比伊呂

はじめに

本稿は、足利義持が武家（將軍）と公家（天皇家）をいかなる関係として位置づけていたかについて考える試みである。

具体的にはまず、公家社会の一員として、足利義持がどのように振る舞ったかを復元する。さらにそこから、義持と天皇家、具体的には後小松上皇<sup>(1)</sup>及び称光天皇との関係を明らかにする。

義持と公家社会あるいは天皇家との関わりについては、戦前、すでに田中義成氏が言及している。氏の生きた時代による影響も否めなく、また個別事例の考察も簡潔なものではあるが、院参時の服装が簡略薄礼な单衣物であったことや、称光即位に際して改元を行わなかつたことなど、義持の公家社会・天皇家に対する言説・態度を考察した上で、「義持が皇室公卿を蔑視せる僭越は、義満より寧ろ甚だし」と結論づけている。<sup>(2)</sup>

戦後になってからは、臼井信義氏の著書『足利義満』が、長らく通説としての影響力を持ち続けている。<sup>(3)</sup> 氏は義持の政策を「すべてにおいて父義満の行過ぎを是正せんとした」とした上で、新主義持を戴いた斯波義将が「幕府の政治を武家

足利義持と後小松「王家」（石原）

一(10三)

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

一一〇三四

本来のものに還そと努力したであろうし、他の諸大名もそれを支援したものと思われる」とし、したがって義持の政策も「武家の権力によ」るものであつたとしている。<sup>(4)</sup>この、やや観念的ともいえる「義持＝武家政治への回帰」という図式は、その後の研究者にも引き継がれることとなつた。しかしこの白井氏の意見が通説化するにしたがつて、研究史上、大きく一つの問題が発生したと考える。一つは、これは田中氏を含め、戦前以来培われてきたものであるが、公家と武家を対立軸で考える構図が定着してしまつた点である。長い間、室町期公武関係論における武家とは、義満のように公家の権益を接収しようとする存在か、義持のように公家社会をないがしろにする存在かのどちらかでしかなかつた。公家にとっての武家とは屈服せざるをえない客体であり、既得権益を損なう対立者である、という見方が固定化されてしまつたといえよう。もう一つは、「義持＝武家」が強調されるあまりに、公家社会における義持の実像に対する興味関心がほとんど示されなくなつてしまつたことである。戦後における義持に関する研究は、合議制に関するものや守護統制に関するものなど、その対象を武家の長としての側面にのみ集中させるようになったといつて過言でないだらう。<sup>(5)</sup>

そのような研究動向の中でも、横井清氏は『看聞日記』の分析を通じて、足利義持・義教と後小松上皇・称光天皇・貞成親王との関係を具体的に描き出した。氏は、皇位繼承などをめぐり、後小松・称光・貞成三者の間を慌ただしく奔走した義持の姿を丹念に洗い出し、「その晩年には後小松院と称光天皇との間を奔走して、気を遣い続けていた義持」と評した。<sup>(6)</sup>

そしてようやく近年に至り、公家社会と義持の関係について、実態的な考察が積み重ねられるようになつた。

例えば榎原雅治氏は、叙位・任官などで天皇の意志を伝えるための文書である口宣案に義持が加判した事実や宗教行事を利用した公方権力の演出などを指摘する中で、公家社会を従属させ、天皇権威を押さえ込むとする義持の姿を描き出している。<sup>(7)</sup>

また桜井英治氏は義持と後小松上皇の関係を考察する中で、「義持は後小松上皇という人間をまったく評価していない

かつた」<sup>(8)</sup>ため、「將軍と崇光流とが接近し、後光厳流が取り残されてゆく」<sup>(9)</sup>としながらも、「政治的にも性格的にも反りがあわなかつた」二人は、その境遇において強く寄り添いあつていた<sup>(10)</sup>と述べる。横井氏は義持を、後小松父子に対し「氣を遣い続」<sup>(11)</sup>ける存在とした。それに対し桜井氏は義持を、後小松に対して距離をとりつつも、「境遇において強く寄り添いあ」<sup>(12)</sup>うという、矛盾する両面を抱えた存在として捉えている。

近年の成果の双璧ともいえる榎原氏と桜井氏の所説であるが、両氏は、義持と公家社会の関係の根本において、異なったイメージを描いていると思われる。桜井氏は、義持は後小松「王家」<sup>(11)</sup>と距離をとる一方で、伏見宮「王家」に接近したとしており、後小松父子か伏見宮家かの違いがあるにせよ、室町殿と天皇家の間にパートナーシップを見出す。義持と公家社会を共存という関係で捉えているといえるだろう。対する榎原氏は室町殿を「天皇権威を押さえ込もうとする」存在であるとする。義持と公家社会を対立という関係で把握していると思われる。

ところで、戦後歴史学において室町期の公武関係といえば、もっぱら義満期が考察の対象とされてきた。そして義満期の公武関係論で主流にあつたのは、公家社会を屈服させる存在として義満を位置づける見方であった。白井信義氏は「将軍義満の好惡が公卿を左右するようになると、また義満にとり入って己が利益を計ろうとする公卿の輩が生ずることも当然で」「このような義満の権勢およびそれに阿諛する廷臣らの態度に不快の念を最も深く懷かれるのは勿論後円融上皇である」と述べる。また佐藤進一氏は、「朝廷の從来保持していた社会的支配力を、順次蚕食・接收していく室町幕府の姿を描いている。今谷明氏の「王權篡奪」論は、このような公武を対立で捉える見方の、いわば決定版として位置づけられるだろう。榎原氏に限らず、義教に関する「恐怖の世」など、室町殿と公家社会の間に対立・緊張関係を見出す研究の背景には、これら義満期の公武関係に対するイメージがあると思われる。

しかし近年、義満期の公武関係に関して、従来とは異なる枠組みが提出されつつある。例えば、市沢哲氏は今谷氏の「王權篡奪」説を批判する中で、「今谷氏が「王權篡奪」と意味づけた、將軍が天皇の領域を侵すような行為は、この「親

密さ」の裏返しとしてあらわれた」「天皇固有の権能と思われている部分についても、公武が共同運営するというのが、室町政権の基本的な性格」と述べ、公武を対立ではなく共存という図式で捉えている。<sup>(16)</sup>また、新田一郎氏も著書の中で、二条良基を盟主とする公家社会と義満の関係を、協調的なものとして評価している。<sup>(17)</sup>公武関係についての議論がより活発に交わされてきた義満期においては、両者の親和性を強調する傾向が強くなっている。室町期公武関係論を規定してきた義満期の研究が新たな局面を迎えている以上、当然、義持期についても再考が必要であろう。

義持期の公武関係においても、義満期に関する研究で主張されているような親和性、共存関係を見出すことが可能なのだろうか。尊号宣下の辞退や日明貿易の中止など、義持が義満の政策をそのまま受け継いだわけではないことは明らかである。ならば、義持期は義満期と異なり公武に緊張関係を想定することも可能である。あるいは、義満期と同様に室町殿と公家社会が共存の関係にあったとしても、義満と義持とでは相応の相違が存在したであろう。本稿では、義満期において明らかになりつつある室町殿と公家社会・天皇家の親和性、すなわち市沢氏のいうところの「親密さ」を踏まえた上で、義持期の武家と公家、特に室町殿と後小松「王家」の関係を再検討する。そして義持と公家社会・天皇家について、対立するものとして捉えるべきか、共存するものとして捉えるべきか、筆者なりの考えを示し、その上で義満期と義持期の相違についても言及したい。

## 第一章 称光天皇と義持

ここでは、主に内大臣在任における公事参加の事例を手がかりに、称光天皇との関わりの中で、足利義持が果たした役割を考察する。

## 第一節 関白として、蔵人として

筆者は以前、称光天皇即位の大嘗会（応永二三（一四一五）年）における足利義持の行動を分析する中で、彼が自己（18）を現任の摂関に准えていたことを明らかにした。繰り返しになるので、詳しくは前稿を参照していただくこととして、義持が大嘗会などにおいて関白に准ずる存在として振る舞っていたことをまず確認した上で、考察を進める。

即位儀を目前に控えた応永二一年、称光天皇はその準備作業の一環として仙洞御所への方違行幸を行っている。そのときの義持の行動について、安部親成の筆による『応永二十一年御方違行幸記』には、「凡今度関白不参之間、出御之時、御裾以下悉内大臣殿御勤仕也（19）」とある。義持が不参の関白（一条経嗣）に代わって、称光の裾に勤仕した様子が窺える。ここに見えるのはいうまでもなく、「准現任摂関」としての義持の姿である。

ところがこの義持の行動に対し、『伏見宮御記録』所収の『称光院御即位散状（20）』には次のような疑問を載せる。すなわち「関白不参之際、内大臣（征夷将軍義持候御裾路次不供奉）、関白不参之時、蔵人頭候御裾先例也、然武将候御裾之候、先規希有之事歟、不審云々」というもので、「関白が不参であるならば、裾の役割は、蔵人頭が代行するのが先例のはずだ。武家がつとめるというのは理解ができない。」と述べている。この史料は、義持が「准摂関」として振る舞ったことを示す初見であり、未だ「准現任摂関」義持に対する認識が公家社会において充分に共有されていなかつたことを示しているが、ここで重要なのは、関白不参時に御裾に候するのが、本来なら蔵人頭の役割とされていることである。義持は「准現任摂関」だけでは括りきれない一面も併せ持っていた。

同じことが、称光天皇が後小松上皇を訪れた応永二六年八月二一日の朝勤行幸に関する史料からも窺える。このときの実況は『薩戒記』に詳しいが（21）、そこには「抑今日関白不参給、内大臣殿相代也、令候御裾給也」と記されている。関白一條経嗣が不参し、義持はその代理として称光天皇の裾に候じた。この行幸について『看聞日記』を紐解くと次のようにあ

る。なお、ここでは割注を（ ）で括る。

今日仙洞有行幸、供奉公卿内大臣、（略）関白不參、内大臣（行粧隨身七人、衛府帶刀如放生会云々）、御裾御草鞋役勤仕（先例御裾関白、御草鞋大略藏人頭所役也、大臣御脅役先例不審、依之関白不參歟<sup>22</sup>）、

二つ目の割注より、義持は関白不參の代理として「御裾役」だけではなく、「御草鞋役」をつとめたこと、そして「御草鞋役」が本来は藏人頭の役割であり、内大臣の役割としては相応しくなかつたことが理解できる。ここから、次の二点が指摘できる。一つは義持が、内大臣として自己を位置づけ、その上で自己の行動を律していくわけではなかつたことである。義持は内大臣としての自己にあまり関心がなかつたようである。そしてもう一つは、先ほどの事例同様、義持は関白の役割だけではなく、藏人頭の役割も勤仕していた点である。なお、先ほどの事例と異なり、義持が関白の代役をつとめること自体には特に意見が付されていない。この頃までには「摂関代」あるいは「准現任摂関」としての義持は、公家社会における共通認識となつていたのだろう。

以上、義持が「准現任摂関」として関白の代役をつとめていたこと、そして時に義持は藏人頭の役割も勤仕していたことを指摘した。

## 第二節 後見人義持

足利義持は関白だけでなく藏人頭としての役割も担つていた。しかし、義持が担つた役割はさらにそれだけにとどまらなかつた。

応永一八（一四一）年一月二八日の称光天皇（当時は躬仁親王）元服儀を考える。称光元服については、『兼宣公記』同日条に詳しいが、ここでは式の様子には深入りせず、義持が加冠の役割を勤仕した点に注目したい。義持が加冠の役割にあたつたことは『兼宣公記』からも読みとれるが、『御遊抄』あるいは『皇年代略記』の、それぞれ「応永十八廿一廿

八加冠兼右大将内大臣義持公」、「加冠内大臣右大将義持公」という記述が端的に示している。

元服には加冠・理髪・能冠の三役があり、「なかでも加冠は最も重要」とされており、それゆえ天皇元服においては太政大臣がつとめることになっていた。今回はまだ躬仁親王であり東宮元服という扱いになるが、東宮元服に際して加冠をつとめるのは、その教育係ともいうべき東宮傅である。<sup>(26)</sup>『続群書類従』の公事部には、東宮元服に関する史料がいくつか収められている。近いところでは正元元年に東宮時代の亀山天皇が元服したときの『正元元年東宮御元服部類記』がある。そこでは、加冠役が東宮傅であつた右大臣西園寺実雄によつて担われている。<sup>(27)</sup>

つまり、称光の元服にあたつて義持は、閑白でも藏人頭でもなく、東宮傅として振る舞つていたのである。

しかも、東宮元服で加冠をつとめるには、東宮傅であるだけでなく、大臣であることも必要とされたらしい。東宮元服の加冠役について、『続群書類従』の公事部には先に触れた西園寺実雄以外の事例を示す史料も収められているが、いずれも加冠役は大臣職を帯している。<sup>(28)</sup>そして義持はといふと、称光の元服が行われる、まさに当日の朝、任内大臣の拝賀・奏慶を行つてゐる。義持は応永一六年に内大臣に任じられて以来、二年近く拝賀を行つていなかつた。称光元服の朝、初めて名実ともに内大臣となつたのである。このことは、通常において義持が内大臣という肩書きを必要としていなかつたこと、そして称光の元服にあたつてはじめて内大臣である必要が発生したことを示していよう。義持は称光元服で加冠をつとめるべく、その必要手続きとして内大臣拝賀を行つたのである。それまでは特に必要としていなかつた内大臣拝賀をわざわざ行うその姿に、「加冠」という役割に対する義持の能動的な意志を看取することができるだろう。

次に、応永一九年八月二九日の後小松から称光への譲位儀を見てみよう。この譲位儀の散状には、閑白一条経嗣以下左大臣今出川公行や右大將近衛滿教など錚々たる朝廷の重鎮が名を連ねる。しかし意外なことに義持の名前は見えず、譲位儀に参加していないことがわかる。<sup>(30)</sup>とはいへ、この儀式に全く関与していないわけではない。まず、前日の二八日、そのときまでは天皇であった後小松が内裏を後にして、もともとは日野資教邸であり、やがて東洞院殿と呼ばれることとなる

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

八(104)

新院御所に行幸する。その行幸に義持は供奉している。<sup>(31)</sup> この場面に摂関ならびに左右大臣は姿を現していない。着陣を済ませていないとの理由から上卿こそ内大臣義持ではなく大納言西園寺実永が勤仕したが、この日のメンバーでは義持が最上首であった。つまり、後小松の退位を見守る責任者が義持だったことになる。

そして翌日の譲位儀当日には、義持は称光新帝のもとに駆けつけ、新しい主として内裏へと渡御する門出に供奉している。しかもただ供奉するのではなく、称光の牛車に同車している。称光天皇の新たな船出において、同車し身近に仕える義持の姿は、先ほど見た東宮傅としての義持の延長上で考えることができるだろう。文字通り、称光の登極を後見していたといえる。

後小松の退位と称光の登位という一連の儀式の中で、義持はその皇位交代の始終を見守ったのである。この度の皇位交代と新帝称光の誕生を保障し、それを支えようとする義持の姿が読みとれよう。

以上、義持が称光の元服において東宮傅として加冠役をつとめ、譲位儀において同車し後見したことを指摘した。義持は称光天皇にとっての後見人または輔弼者だったといえるのではないだろうか。そう考えれば、前節で指摘した関白としての、あるいは藏人頭としての義持の姿も整合的に理解できる。すべてが「天皇を補佐する役割」という一点において共通するのである。なお、これまでに扱ってきた、義持の公事参加事例には一つの特徴がある。まず元服儀・譲位儀を取り上げた。また、行幸の事例を二つ見たが、少なくとも一つは即位儀に伴う方違行幸であった。かつて准摂関として振る舞ったことを指摘した大嘗会も含めて、ここまで扱ってきた事例はいずれも、躬仁親王が一人前の称光天皇となるための通過儀礼であったといえるだろう。そして、義持の公事参加は、ほぼこれらの事例に限られる。義持が公事に参加したのは、そのことにより称光の天皇としての権威を向上させるためであり、輔弼役としての役割の一環だったといえるのではないだろうか。<sup>(33)</sup>

## 第二章 後小松「王家」と義持

本章では、より視野を広げて、足利義持が後小松上皇を含めた後小松「王家」全体とどのような関係を作り上げていたかについて考えてみたい。

### 第一節 後小松上皇との関係

まず、後小松上皇に対する足利義持の関わり方を検証したい。

すでに見たように、内大臣在任中には義持も公事の表舞台に立つことがあった。しかし、その一方で彼には、儀式そのものには参加せず、申沙汰として支えるという形で公事に関与している事例も目立つ。

先に触れた讓位儀が行われてから二年後の応永二一（一四一四）年、称光天皇は即位儀を迎える運びとなつた。践祚（譲位）と即位がこの時代には別々に行われるようになっていたが、本来は一体のものであり、即位儀を迎えることによつて、晴れて称光「天皇」が誕生することとなる。この即位儀の散状（「称光天皇即位散状」）に義持の名前は確認できな<sup>34</sup>い。しかしその一方で当該史料は、すでに左大臣今出川公行に決まつていた同儀の内弁に、義持が九条満教を推举し、強引に交代させ、それに伴つて満教を右大臣に転任させたことを伝える。また前年の八月には、後小松が義持に対して「大礼事御催促」の書状を出している。即位儀は事実上義持の主導により進められていたといつてよいだろう。満教の一件に關していえば、義持の行動を「武家による公家への干渉」という旧来のイメージで把握することもできるが、後小松が義持に儀式執行の催促をしている事実は、義持なくして即位儀の実行が不可能であったこと、そして公家社会の側も公事執行を義持に依存していたことを示していよう。申沙汰という言葉は多義にわたり、定義づけるのが難しい概念であるが、

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

一〇(10四)

最大公約数的に「公事の執行を裏方として支え、実現させる」と捉えれば、まさに義持は即位儀を申沙汰したのである。

義持の申沙汰には一つの特徴があった。それは後小松上皇に関わる事例が圧倒的に多いということである。

義持による後小松関係行事への申沙汰は、内大臣在任中から確認できる。例えば応永二一年四月九日に後小松は院御所で舞御覽を行っているが、『満済准后日記』の同日条には「仙洞舞御覽、下御所申沙汰」と記されている。下御所とはいうまでもなく義持のことを指す。

右では簡単に内大臣在任中における事例を確認したが、当然のことながら、義持の公事への関与は内大臣辞任後、もっぱら申沙汰という形となり、また、事例数も増える。内大臣という官職の有無に関わらず行われたこと、そして辞任後ににおいては、事例がさらに目立つようになることが義持による申沙汰のもう一つの特徴である。

例えば『看聞日記』の応永二七年八月三日条には「抑室町殿今夜御院参、来十月嵯峨へ御幸事被申沙汰、供奉公卿殿上人内々御点被定云々」という記事が確認できる。また、『満済准后日記』応永三一年六月九日条は「今日於仙洞觀音懺法被行之、室町殿申御沙汰也」という記事を載せる。

次に、なぜ義持の申沙汰が後小松上皇関係に多いのかについて考える。結論が先になるが、理由は非常に明快で、義持が院司だったからである。

義持は、応永一九年九月一四日に後小松上皇が院序始を行うと、それと同時に院執事に就任しており<sup>(36)</sup>、同月二六日には早くも院司拝賀を遂げている。<sup>(37)</sup>二年近く拝賀を遂げなかつた内大臣就任の場合とは対照的な義持の姿がそこにはあり、院執事という役職に対する積極的な姿勢が窺える。そして院執事拝賀を遂げた翌日には、後小松の御幸始に早速供奉している。御幸に先立ち当日行われた御馬御覽において、「次有御馬御覽、上皇出御簾中、執事府内相、令著簾子給」と明記されており<sup>(38)</sup>、義持は名実ともに院執事として振る舞っていた。さらに一四日に行われた上皇御布衣始においても、同じく院司に

任じられていた弟の義嗣とともに、義持は供奉を果たしているが、ここでは「内大臣殿<sup>(39)</sup>室町殿<sup>(40)</sup>」と記されている。大別当とは、院務を取りしきる院別当に對する院大別当という意味と思われ、院執事の同義と判断して差し支えない。

ところがこの後、管見の限り、後小松関連の行事において、義持が「院執事」あるいは「大別当」と明記される事例は確認できなくなる。とはいえ肩書きの有無に関わらず、義持の院司としての役割は、事實において、その後も全く変わらない。

例えば、応永二九年九月に後小松は石清水八幡宮に御幸したが、そのときの義持の様子を『看聞日記』は「室町殿先行」「前内大臣<sup>御簾役</sup>」「仙洞着御、室町殿今度御後<sup>一</sup>被参、御簾役之間仙洞<sup>二</sup>被馳参云々<sup>(41)</sup>」と端的に示す。『兼宣公記』にはこのときの別記が残されており、後小松の側近くに仕え、御簾役に勤しむ義持の姿を詳細に描き出している。

また、八幡御幸の二ヶ月後、義持は伊勢神宮を参拝している。その頃体調を崩しがちになっていた称光天皇の平癒祈願のためであるが、このとき義持は、征夷大将軍としてでも、私の個人としてでもなく、「仙洞御代官<sup>(42)</sup>」という肩書きで参拝している。

両事例とも義持に対し、院司に關わる職名を付してはいない。そのような肩書きがなくとも、ごく当たり前に義持は後小松の御簾役をつとめ、代官をつとめている。そしてそのことに対しても、公家社会の側も何ら疑問を抱いていない。後小松の手足として行動する義持の姿は、公家社会にすっかり定着していた。

無論これは義持が後小松に主導権を握られた上で使役されていたことを意味するものではない。むしろ、院序始直後ににおいてのみ「院執事」という役名を戴いていることを鑑みると、この状況は義持の主体的な意志に基づくものだと推定しうる。すなわち、「まず「後小松の補佐役」と自己<sup>(43)</sup>を位置づけようとする義持の意図<sup>(44)</sup>が先にあって、それを合理化するために院司という冠を拝した。そして後小松院序開始と同時に「院執事」として勤仕することによって、後小松の補佐役としての姿を公家社会に定着させることに成功し、義持が後小松の補佐を行うことが当然であるという状況が生み出される

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

一一〇(四四)

と、もはや「院執事」という冠は不要のものとなり、使用されなくなつた」、このように考えればつじつまが合う。後小松の立場ならば、院司というラベルを貼り続けておいた方が扱い易いはずである。義持は主体的な意志で後小松の補佐役として自らを位置づけた。だからこそ、「院執事」と呼ばれなくなつた後も、後小松の側近くに候じたのである。

後小松の補佐役として自己を位置づける義持の態度は、出家後も一貫している。応永二年一〇月二九日、後小松は院御所すぐ北の相国寺に御幸している。この頃には義持も出家して、義量に將軍職を譲つていた。したがつて「御車次ニ將軍宰相中将殿御供奉<sup>(43)</sup>」とあるように、このときの御幸行列でも、供奉したのは義持ではなく義量（「宰相中将殿」）であった。しかし、後小松が相国寺に入り、仏殿に歩いて渡御するときには、「室町殿様内々又御引導被申<sup>(44)</sup>」という様子が記されている。還御の後いち早く院参しているのも義持である。出家して形式上の表舞台にはその姿を見せないようになるものの、義持はあくまで後小松の補佐役であった。そして『看聞日記』同日条に「室町殿<sup>直綴</sup>、被引導申」と記されているように、公家社会もそのような義持の姿をしっかりと認識していた。義持は出家後も、院司であつた頃と同じように、後小松の側近くに候じていた。彼は院序始以降ずっと変わることなく、後小松上皇を補佐し続けていたのである。

では、補佐役として振る舞う義持を、後小松上皇自身はどのように見ていたのであろうか。院序始が行われて四年経つ応永二三年七月に、ようやく院御所造営が始まるが、そのときの様子を見てみよう。

仙洞事、自室町殿以広橋大納言被申、皇居可然無在所、但勸修寺經興亭小河相叶先例歟、後円融院有御座可有御座之由被申、勅答、小河亭事有被思食子細、不可叶、暫三宝院可有御座云々、内々時宜之趣者、新造廳不被申沙汰、御逆鱗云々、此旨室町殿<sup>ニ</sup>令申之間、於新造者靜可申沙汰、其間御在所也、三宝院不斷護摩勤行之所、魚食不淨等有其憚、爭暫可有御座哉、此趣重又被申之間、新造出来之間、小川亭不可有子細、可有御座之由被仰、仍彼亭破損之間、急加修理<sup>云々</sup><sub>(45)</sub>、仙洞御所の件について、義持は広橋兼宣を通じて、「後円融の先例に従つて、勸修寺經興の小河邸を用いるということはどうか。」と打診した。ところが後小松は「思うところがあり、小河邸は受け入れられない。それならば三宝院にす

る。」と言ひ出した。「なぜ新造しないのだ。」と臍を曲げてしまったのが真相らしい。それを察して義持は「いづれ新造します。それまでの間のつなぎとして小河邸にお入りください。三宝院は信仰の場なので、魚食等に差し障りが出ます。」と宥め賺した。それを聞いて後小松は「新造してくれるまでというのであれば、問題ない。」と納得し、落着した。以上が二人のやりとりである。

自分では何もできないのに、義持に対しても文句ばかりいっているだだつ子のような後小松の姿が見て取れよう。そしてそのような後小松に対し文句をいわず、どうにか機嫌を損ねまいと苦慮する義持の姿も同時に見出せよう。後小松は補佐役としての義持にすっかり依存していたようである。

以上、義持が、称光だけではなく、後小松上皇の補佐も果たしていた様子を明らかにした。義持は後小松「王家」の補佐役だったといえるだろう。

## 第二節 執事としての義持

本節では、義持と後小松「王家」一家政との関わりを具体的に見ていきたい。

応永三三（一四二五）年一月、称光は高倉永藤を介して義持に相談を持ちかけた。

抑今日以前藤宰相自内被仰遣入道内相府于時令院給云、藏人左中弁房長去十三日平野臨時祭遅参、已欲及欠如、被誠仰之処、申状太奇恠乍沈醉不飲酒之由申也云々、早可除籍、又以權右中弁忠長房長舅故清長卿子、為嫡流近日与房長其間不快可被補職事者、入道殿令申給之旨不聞、若可被申院之由歟、前相公両三度參内奉仰也、或人曰、併日房長可早参之由不申領狀、而右頭中將基世朝臣申房長領狀之由、仍請文有無可被尋決之由、房長申入云々<sup>46</sup>

称光の相談とは、藏人の甘露寺房長が平野臨時祭に遅参し、その弁明にも問題があるので、房長を辞めさせ、甥で本来なら甘露寺家嫡流である忠長を藏人に任じて欲しいというものである。房長と忠長は日頃から「其間不快」であつたらし

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

一四〇(104)

く、房長も「兼日房長可早参之由不申領状、而右頭中將基世朝臣申房長領状之由、仍請文有無可被尋決之由」と論理的に反論できているところから見ると、房長と忠長の対立に称光が忠長派として介入したというのが事の真相であろうが、ここで注目したいのは、藏人人事について称光が、義持に相談・実行を持ちかけたという点と、「入道殿令申給之旨不聞、若可被申院之由歟」とあるように、藏人人事を一応後小松上皇に相談した上で、事実上義持が左右していたと考えられる点である。もちろんこの一例から義持が藏人の人事権を掌握していたとまではいえない。しかし影響力を多分に有していたことは間違いないまい。藏人という役職の性質を考えたとき、義持がその人事権に大きな影響力を保持していたことは、義持が「王家」家政の運営者であつたことを物語るのではないだろうか。その一方で、義持は称光からの依頼を受けた上で、後小松と相談するまで結論を保留しており、この点からは、義持は内裏を牛耳っていたのではなく、あくまで後小松「王家」を補佐するという立場を崩さなかつたことがわかる。

また、義持が家政を運営していたという意味では、称光内裏だけでなく後小松仙洞とて同様である。応永二七年、夢想により後小松は七仏薬師法の勤行を思い立つが、その用脚調達を義持に委任している。

御八講以後參鹿苑院御寺、及晚退出、秉燭程自仙洞被下勅書、是依有御夢想事、可被行七仏薬師法、用脚二万疋、以鳥取并上村御年貢可被召進之由、可申入室町殿、阿闍梨事、可申入妙法院宮云々、<sup>(47)</sup>

用脚負担を割り当てられたのは、「鳥取并上村御年貢」であり、確定はできないが、それぞれ備前国鳥取荘と丹波国上村荘との比定が可能である。だとすれば両荘とも皇室領であった可能性が高い。<sup>(48)</sup> ならば、後小松は皇室領からの年貢収納を義持に委託していたと推定できるだろう。推測に推測を重ねる形になつた。また、公家の年貢収納における武家の役割の一般像についてもここでは明らかにしえないので、その点についての問題も残る。とはいっても、この七仏薬師法が後小松上皇主催の御修法であったことは疑いない。ならば、後小松上皇が、自己の主催する行事、しかも「依有御夢想」という個人的な動機に基づく行事の費用調達を、義持に委任していたと考えができるだろう。後小松の側も家政運営を義

持に依存していた様子が窺い知れる。

右の二例については、藏人人事といい、御修法といい、多少なりとも「王家」としての私的な側面を含んでいるが、他面では公的な要素も多分に有している。次に挙げるのは右の二例より、さらに私的な要素が強いと思われる事例である。

応永三二年、称光天皇は「御前水御興行」<sup>(49)</sup>を思いついた。そこでその際に用いる植木を取り寄せようと、貞成親王の居る伏見に白羽の矢を立てた。<sup>(50)</sup> その候補とされた大光明寺と藏光菴は困惑し、異議を上申したが、結局は受け付けられず、

大光明寺の椿一本と、藏光菴の白樺一本など、伏見全体で「彼是十三本」を進上した。<sup>(51)</sup> ここで注目すべきは、貞成が大光明寺以下の異議を、「室町殿へ伺申」<sup>(52)</sup>している点である。<sup>(53)</sup> 称光に関わる私的な要素の強い案件においても、義持がその窓口としての役割を果たしているのである。室町期においては正式なルートだけでなく、私的なコネを利用した裏ルートが広範に存在していたことは言を待たない。このときの義持の役割だけを特別視できないし、称光への窓口が義持だけであつたというつもりもない。ただし、当時の一般的な状況を鑑みると、義持が称光への最も大きく有効な窓口であつたことは否めないだろう。義持は私的な要素が強い場面においても、後小松「王家」家政の主要な担い手だった。

右までで見てきたような義持の性格を最も明瞭に示すのが、応永三二年の称光天皇出家未遂事件である。この事件については横井清氏の分析がある。<sup>(54)</sup> 氏の著書に導かれると、事件のあらましは【これより少し前、称光は琵琶法師を禁中に招き入れようとした。ところがそれに対し、後小松が「先例に反する」として諫止した。腹を立てた称光は、「わたしは愚かなので先例を守ることができません。大目に見てください。さもなければ仙洞における先例違反も謹んでください。】と当てつけ、挙げ句の果てには「もはや皇位に執着なし」と啖呵を切って出家を強行しようとした。そして、この事件の裏には、男子のない称光を横目に、次期天皇を伏見宮家から迎えようとする後小松・義持の動きに対する鬱積の爆発がある】と要約できる。

さて、横井氏はこの事件における義持の役割を、「六月二十八日の夜、折から北野社に参籠中の義持は、駆けつけた急

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

一六(104)

使の報に一驚して内裏へと直行し、「天皇とじかに再三問答を重ね、やつとの思いで踏みとどまらせた。」としており、義持の説得により称光が出家を思いとどまつたとしている。横井氏の著書は『看聞日記』を分析するという趣旨であり、同記を素直に読むと、「然間輿を被尋出已欲有出御、女中奉取留室町殿へ広橋告申間、自北野被馳参、種々御問答再三被申て有御留云々<sup>(55)</sup>」とあり、氏のいうとおり、義持が「種々御問答」した結果、「有御留」となったように読める。

しかし、この件については『薩戒記』の記述がより詳細である。

『薩戒記』においても、第一報として「主上蜜<sup>(ママ)</sup>欲出御内裏、仍入道内相府自北野社籠所俄參入、被奉留之」とあり、『看聞日記』とさほど変わらない。ただし『薩戒記』には後日談も載せられており、ここにおいて事の詳細がはつきりする。引用しよう。

後聞、被立御車於小御所前（注略）、及深更欲出御、上皇聞食此由被仰入道殿、禪門參内被尋申子細、主上有被仰之旨等、入道殿即參院、被奏其旨、自院被進御書於内（注略）、則有勅答、入道殿又被持參院、如此間無出御之儀云々<sup>(56)</sup>、称光が夜中になつて出家しようとしていると察知した後小松は、その旨を義持に伝えた。義持はすぐさま内裏に駆けつけ、事情を尋ねた。称光は腹にたまつた鬱積を義持にぶつけた。義持は參院し、称光の本意を後小松に報告し、後小松は称光への返事を認めた。義持は再び後小松の返事を持参し、内裏に直行した。後小松の返事に納得したのであろうか、称光は再度、後小松に書状を書き、義持がまたそれを届け、ようやく事態は無為に収束した。この記事から浮かび上がるのは、後小松と称光の間を右往左往する義持の姿である。義持はあくまで後小松の要請に基づき行動を起こしたに過ぎない。称光が翻意したのも義持の説得ではなく、後小松の「御書」を受け取つことによる。そもそもその発端が親子喧嘩であり、称光は義持を介して、日頃、面と向かって口にできない鬱憤を後小松にぶつけて、後小松もそのような称光の鬱積を受け止めることにより事が收まつたのである。つまり、後小松はすれ違つた親子関係を修復するべく、義持に仲介者としての役割を託したのであり、義持も両者の行き違いを調整するべく、後小松と称光の間を行つたりきたりしたのであ

る。極言すれば、このときの義持は、「王家」の親子喧嘩を取りなしたに過ぎない。逆にいえば、義持はその仲介者として相応しい位置にあったわけである。義持は後小松・称光の調停役でもあった。

以上、義持が、私的な要素の強い場面においても、後小松「王家」を補佐し、後小松「王家」家政の運営者として振る舞つたことを明らかにした。先に後小松院庁における義持の肩書きが「院執事」であったことを指摘した。まさにこの「執事」という言葉が、義持の立場を端的に示している。義持は、後小松「王家」の執事ともいうべき存在として、自己を位置づけていたといえるだろう。

### 第三章 後小松王家の権威向上

#### 第一節 泉殿造営

本章では、いかなる展望を持つて足利義持が後小松「王家」の執事として振る舞つたのかについて考えてみたい。

すでに見たように、応永二三（一四一六）年以降、足利義持にほぼ完全に依存する形で、仙洞御所の造営が進められた。断続的に行われた造営のうち、会所である泉殿については応永二九年になって本格化し、六月一八日に「御造作事始」が行われた。<sup>(57)</sup> ここでは、その前日に後小松と義持が交わしたやりとりに注目したい。

抑仙洞泉殿御造作事始、可為明日也、此事奉行可為誰人哉由、自去比度々有被申談室町殿也、勅言所詮可被仰付一位入道歟之由、令献室町殿御意見給之處、一位者老体之間可為徒事、被仰予之条可然之由有勅答、又自室町殿被申云、  
 A 予者就内外致奉公之間、不可得隙歟、一位其身者雖令老体、執權并左大弁宰相・左中弁秀光朝臣等徒祇候、不可有煩  
 B 歎之由重令申御所存給之處、然者一位<sup>與</sup>予兩人、可致奉行歟之旨有勅答之處、又令申給云、兩人奉行無益存候、兼宣  
 C

足利義持と後小松「王家」（石原）

一八(一〇五〇)

ハ青侍人数も候ハぬけに候、旁一位奉行不可有余儀之旨、就令申御所存給、一位奉行事落着了<sup>(58)</sup>、

泉殿作事始の奉行の人選について、両者の意見が対立している。まず義持が奉行に一位入道、すなわち日野資教を推薦した。ところが後小松は、老体の資教ではなく広橋兼宣（「予」）に仰せつけようとした。それに対し義持は「兼宣は様々な仕事を抱えており、そのような暇はありません。資教自身は老体でも、執權（有光）・左大弁宰相（秀光）・盛光が支援するから問題ありません。」と反論した。それを受けた後小松は、「ならば兼宣と資教の二人に仰せつければよいのでは。」と妥協案を提示した。義持はそれでも納得せず、「奉行を一人にしても意味はありません。兼宣は青侍さえ揃えられないでの、資教以外に選択肢はありません。」と突っぱね、結局は義持が押し切った。

なぜ両者は対立したのであろうか。兼宣は当時にあって能吏の代表格なので、後小松が彼を指名するのは、実務上、当然ともいえる。問題は義持である。義持の意見にはいくつか不審な点がある。まず、「兼宣を指名したい。」という後小松の希望に対し、「予者就内外致奉公之間、不可得隙歟」（傍線部A）、「兼宣ハ青侍人数も候ハぬけに候」（傍線部C）としている点である。作事始当日の一八日条を見ると、兼宣は作事始の一環として牽馬を行う際、義持の仰せを「飯尾加賀守」に伝えるなど、實際には作事始に従事している。「不可得隙」というのは明らかに事実と異なる。また同日条には、兼宣の実妹である典侍局が「青侍十人」を引き連れて、七觀音詣に赴いた旨が記されている。この青侍が典侍局の青侍なのか広橋家のそれなのかを明らかにできないので、なんともいえないが、「青侍人数も候ハぬ」も大げさな表現であった可能性がある。

また義持は、「一位其身者雖令老体、執權并左大弁宰相・左中弁秀光朝臣等徒祇候候、不可有煩歟」（傍線部B）とあるように、そもそも資教の実労にはさほど期待していない。ならば後小松の「兩人奉行」という折衷案を採用するのが合理的であろう。にもかかわらず義持は後小松の折衷案も退けた。くどいようだが、義持は資教の実労には期待していなかつた。後小松の折衷案であろうと、義持の意見であろうと、資教一人で実務をこなしきれないという認識では共通しており、

兼宣との二人奉行体制にしようが、資教の近親者にサポートを委ねようが、実質的な大差はなかつたはずである。むしろ、実務面だけを見れば能吏の誉れ高い兼宣の方が、より適任であつたとさえいえよう。その実務能力に期待していたからこそ、後小松は兼宣を奉行に仰せつけようとしたのではなかつたか。

このように考えると、実務的な面に限つて考えるならば、後小松の希望する兼宣を退けて日野資教を登用しなければならない必然性はどこにも存在しないのである。実務面での問題でないならば、義持が資教及び有光などその近親者に拘泥した理由は名目上の問題にあつたと考えざるをえない。結局、義持の心の中には、まず「奉行は資教」という名目上の結論が先にあり、後小松に提示した理由は、その結論を実現させるための牽強付会だつたのではなかろうか。

ならばなぜ名目上の問題として、奉行が日野資教でなければならなかつたのか。義持が応永一九年の後小松院庁始と同時に院執事に就任することはすでに述べたが、このとき、資教の甥にあたる日野重光が院執権に任じられている。<sup>(60)</sup> 院執権は、翌年五月には重光からその弟である豊光へと引き継がれ、<sup>(61)</sup> 応永二四年に豊光が退任した後には、資教の息子である有光へと受け継がれてゆく。<sup>(62)</sup> 応永三〇年代に入ると、重光息の義資が院執権の肩書きを有していることが確認できる。<sup>(63)</sup> また資教本人も、後小松院庁の院執権にこそなつていながら、兄資康ともども後円融院庁の、やはり院執権に任じられている。<sup>(64)</sup> つまり、日野家というのは後円融院庁の時代以来、院執権を歴任する家柄だったのである。一般に、院執事が院務全体の統括者、院執権が庶務の統括者とされている。また院執事がその就辞任を含めて史料上にあまり姿を現さないのに対して、院執権は現任者が退任すればすぐに新任され、しかも『公卿補任』にも逐一記述がなされている。院執権が、空席の許されない、より現実的な重要性を帯びた役職として認識されていたといえよう。院執権とは、院司集団及び庶務全般を統括する立場、いわば事務長だった。日野家については、足利家との深い関わりがよく指摘されているが、北朝院庁の院司集団の統括役を相伝する家という側面も併せ持つていたのである。

話を戻すと、当時の日野一門の中で、最年長であり、官位の最も高かつたのが資教である。つまり、資教は後小松院庁

の院司集団を統轄する家門の長老だったといえる。このような資教の地位は、次の史料に象徴的に示されている。

後聞、日野入道一位資教卿參院申云、雖法體近日常參候内・院、為一家嫡流、為一門宿老、忽為彼儀同三司被超越、老後恥辱不可過之、奉公旧勞又不可劣他人、枉而因准法體已後准后例、同欲被宣下云々<sup>(66)</sup>、

これは、日野家傍流の広橋兼宣が「儀同三司」すなわち准大臣に任じられたことを聞きつけた資教が、「老後恥辱」であるので、「出家後、准后に任じる」という先例を、「枉而因准」して、入道してしまってはいるが、自分も准大臣に任じて欲しいと訴え出たことを示す史料である。この訴えを受けて、多少の議論はあったものの、最終的に資教も准大臣に任じられることとなる。<sup>(67)</sup>ここでは資教が、後小松に主張した自己認識を確認したい。資教は「為一家嫡流、為一門宿老」として自分を日野一門の重鎮として位置づけ、「雖法體近日常參候内・院」「奉公旧勞又不可劣他人」として称光禁裏及び後小松仙洞に対し、多大な貢献を尽くしてきたことを述べている。やがて資教の訴えは聞き入れられたのだから、資教の自己認識は公家社会に共有されていたと判断して大過なからう。日野家とは、後円融院庁以来、その院司集団の統括役を歴任する家柄であり、資教はその重鎮だったのである。

以上の背景を踏まえた上で、再び後小松と義持の意識の相違を考えてみよう。後小松は広橋兼宣を主張した。これは家柄などの名目上の要素ではなく、純粹にその実務能力に期待したからであろう。泉殿造営にあたって、後小松は、あまり建前にこだわっていなかつたようである。その一方で、義持は日野資教にこだわった。彼は、泉殿もその一構成要素とする仙洞御所を、後小松「王家」における権威の象徴として位置づけていたのではないだろうか。すなわち、常日頃から諸人の視線を受ける仙洞御所は、その権威を視覚的に訴える公的施設であり、泉殿も権威の象徴たる仙洞御所の一部である以上、その造営は威儀嚴重に施工すべきものである、そのように義持は考えたのではないだろうか。以上のような仮説を立てたならば、もはや実務能力を期待できないにも関わらず、執拗なまでに日野資教にこだわったこと、日野家の傍流に過ぎない広橋兼宣を、実際の作業に従事させながらも、同じ奉行という肩書きを与えて資教と並べ立てるわけにはいかない

かつたこと、そして資教の補佐役は日野一門嫡流でなければならなかつたことなどが、すべて整合的に理解できるのである。泉殿造営を威儀嚴重に行うためには、後小松院庁の事務長ともいえる日野家嫡流を前面に押し出す必要があり、名目上、奉行は日野一門の長老たる資教でなければならなかつた。後小松「王家」の権威の象徴を莊嚴化しようする義持の姿を認めることができよう。

## 第二節 旬儀

本節では「朔旦の旬儀」を取り上げる。朔旦の旬儀とは一月一日が冬至にあたる年にのみ行われる臨時の朝廷行事である。まずは『薩戒記』応永二九（一四二二）年一月一日条を見てみよう。

今日相当朔旦冬至之由暦道勘申、凡臨時朔旦冬至未致用之、先例皆以被曆改者也、今度算道之輩不及申所存、仍無爭論之上、一上頻可被行旬儀之由被計申、雖然於旬儀者被止之、可為平座之由有院仰、但可奏賀表云々、

右の引用から、応永二九年に平座ながら朔旦旬儀が執り行われたこと、先例では朔旦冬至に相当する年は、改曆をして旬儀に及ばないのが一般的であったこと、この年は旬儀を実現すべく「一上」すなわち左大臣二条持基の強い働きかけがあつたこと、とはいえ後小松の意向により天皇が出御しない略儀（「平座」）に落ち着いたこと、などの諸点が確認できる。ここからだけでもこのときの朔旦旬儀には、少なからず紆余曲折のあつたことが想像できよう。そして実際に一悶着のあつたことが、同じく『薩戒記』に記されている。<sup>68)</sup>

向広橋大納言許、中御門中納言<sup>宣輔</sup>來会、談曰、昨日參左府亭<sup>二条</sup>、左府被談曰、

- A. 当年相當臨時朔旦冬至、可被行旬儀否以下条々、以藏人權弁經直被尋仰之、
- B. 臨時朔旦冬至者、開闢以來以上三個度歟、然而於以前兩度者被改曆了、但件度各不吉之間、以件例難計申、

足利義持と後小松「王家」（石原）

足利義持と後小松「王家」（石原）

一一一(10四)

- C. 又以折中儀可被行平座歟之由被仰下、
  - D. 是又雖有准拠、章運朔旦例、猶以不快、仍今度以新儀可被行旬儀之条、何事有哉、改曆并平座共不甘心、若於旬儀為大儀之由、被思食之歟、縱雖行平座、於賀表奏覽者不可略之、然者諸司參仕不可減旬儀、於公卿侍臣者、諸公事皆以為私力之計略歟云々、此由申、
  - E. 御返事、若猶可被行旬儀之条不相叶叡慮者、広被経御沙汰、可略賀表之由、可被宣下歟、
  - F. 是猶可謂不快、如何者、於前内相府殿者、猶可被行旬之由被申之、此事以前兩度共有公卿僉議、今度又可然歟由、  
広橋大納言雖申院、
  - G. 不能御返事、
  - H. 又可有勅問歟由、同申入之、両条共相違時宜歟云々、尤朝家重事也、
- 難解な史料があるので適宜で改行を行い、それぞれにアルファベットをふった。内容としては、記主である中山定親が  
広橋兼宣邸に赴いたところ中御門宣輔に出会い、そのときに交わした会話を記したもので、「昨日参左府亭」以下の部分  
はすべてそのときの伝聞と判断できる。
- まず、左大臣一条持基の許に、朔旦旬儀を行うべきか否かの諮問があった（A）。諮問の主体は「仰」とあるだけで、  
明らかではない。可能性としては称光天皇と後小松上皇の二通りが考えられるが、Eの「若猶可被行旬儀之条不相叶叡慮  
者、広被経御沙汰、可略賀表之由、可被宣下歟、」の部分が諮問主体の発言と考えられ、ならば「叡慮」とは別人となる  
こと、「広橋大納言雖申院」（F）とあるように兼宣が後小松に対して意見していることから、「叡慮」とは称光天皇の意  
見のことを指し、諮問の主体は後小松上皇であったと推定しておく。旬儀についての諮問を後小松から受けた持基は、  
「臨時朔旦冬至の先例は有史以来三回あります、それぞれ改暦で済ませてきました。とはいえ吉例でないので、今回の  
参考にはなりません。」と答えた（B）。そこで後小松は「ならば折衷の儀として平座で行うというのはどうだろうか。」

と返した（C）。しかし持基は首を縦に振らず、「それもよくありません。新儀として旬儀を行うべきです。もしも旬儀が大儀ということでわれわれの負担を心配なさっているのなら、平座にしたところで賀表奏覽を省略するわけにはいかず、負担は変わりません。」と述べた（D）。しかしそれでも後小松は納得せず、「とはいえ旬儀を行うことについては、称光が嫌がるかもしないので、そのときは広く沙汰を経た上で、賀表奏覽も省略すべく宣下すればよいのでは。」と答えた（E）。あくまで旬儀に一の足を踏む後小松に業を煮やしたのか、ここで兼宣が登場し、「それでも「不快」です。なぜならば内相府（義持）が「旬儀を行うように。」と申しております。まずは公卿僉儀を開くべきでしょう。」と伝えたところ（F）、後小松からの返事はなかった（G）。さらに兼宣は「それならば直接称光天皇に聞いてみようと思います。」と迫ったが、これも後小松の受け入れるところではなかった（H）。記事はこの後も続き、結局は、後小松が平座で押し切った。他の読みとり方もあるかもしだれないとするならば、そのやりとりから読みとれるのは、まず、後小松が旬儀の開催に難色を示したことである。後小松が旬儀に消極的だった理由について、直接明らかにしうる材料はないが、考えられる理由をいくつか示してみたい。まず、「平座ならばよい。」としていることから、称光を旬儀の場に出したいないと後小松が考えていた可能性がある。応永二九年というの(69)は、折から称光の病が世上の噂となり、貞成親王の若宮である彦仁が皇位繼承者として取り沙汰されるようになつた年であり、称光に健康上の問題があつたからである。あるいは、旬儀開催の先例が「改暦」であることを踏まえて躊躇したとも考えられる。また、朝廷行事に対するそもそもものの意欲がかけていたとの想定もできる。いずれにせよ、後小松は旬儀開催に乗り気でなかつた。

それに対しても持基と兼宣は旬儀開催にこぎつけようと、執拗に抗論する。そしてその背景には「於前内相府殿者、猶可被行旬之由被申之」（F）とあるように、義持の強い意向のあつたことが確実である。では、なぜ義持は旬儀の実現にこだわったのであろうか。すでに公事の一線から身を引いており、実際にもこの旬儀に参加していないことから、それが義持個人の権威なり権力なりのためでないことは間違いない。義持の真意を考えるにあたっては、朝廷儀礼というものがそ

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

一四(1056)

もそも備えた性質、すなわち天皇が天皇たる由縁を再生産する場という性質<sup>(70)</sup>を踏まえねばならない。皇統が複雑に分裂した当該期においては、皇位を保持する「王家」がその権威を誇示し、「王家」たることを保障する装置、という性格を朝廷儀礼は帶びていたと思われる。朝廷儀礼の性質がそのようなものであるならば、義持は旬儀を威儀嚴重に実現させることにより、後小松「王家」の権威を向上させようという意図を持っていたと考えることができるだろう。泉殿の件も、旬儀に関するても、義持の狙いは一貫して後小松「王家」の権威向上にあつたと評価できるのである。

ただし、旬儀において最終的に後小松が押し切り、称光不出御の平座にて執り行われた<sup>(71)</sup>という事実には注意しなければならない。このことは、義持の提言があくまで執事という立場からの苦言であったこと、したがつて究極的には後小松・称光父子の行動を強制的に規定しうるものでなかつたことを示唆していよう。

## むすびにかえて

本稿で述べた内容を要約すると、「足利義持は、執事の如く陰に陽に後小松「王家」を支えていた。そしてそのような行動からは、後小松「王家」の権威向上を目指す義持の狙いが見て取れる。」ということになる。これらの考察に大過がないとするのならば、「足利義持は、室町殿の実力によって裏打ちされた後小松「王家」の権威、という公武のあり方を志向していた。」との解釈が成り立たないだろうか。

右のように考えることにより、義持の公家社会に関する様々な行動が整合的に理解できる。例えば、応永二四（一四一七）年が明けてまもなく、義持は閔白一条経嗣に対し、「旧冬に歳暮挨拶の参内をしなかつたことはけしからん。」と叱責している。経嗣は「先例では必ずしも参内しなくともよいことになつていますので。」と弁明し、年明けには義持とともに参内し、年賀の挨拶を行つたため、それ以上のことはなかつた。<sup>(73)</sup>この出来事は、義持が参内の怠慢を後小松「王家」へ

の軽侮と考えたことによる譴責と理解しうる。

また、義持と後小松の関係を考える上でしばしば取り上げられる出来事の一つに、応永二五年、清原良賢に「仙洞の成敗では、理非を究明せず、妄りに院宣を発給してしまったことがある。院宣を書くよう命じられたら誰であろうと、まずは義持に相談せよ。」と命じたというものがある。<sup>(74)</sup> これも、一見、後小松の裁断権を制限する行為とも受け止められるが、むしろ軽はずみな裁許が、かえって院宣の権威を低下させ、結局は後小松自身の首を絞めることになるのを恐れたことによる諫止と理解できなくもない。義持は、後醍醐の一の舞を未然に防ごうとしたのではなかろうか。

水野智之氏は、栄仁親王に対する後小松上皇の安堵に、義持がさらなる承認を加える行為に対し、「室町將軍の安堵権に包摶される存在として上皇を捉えるか、あるいは上皇はその安堵権に包摶されず、あくまでも上皇の安堵を將軍の立場から保障しているに過ぎないと捉えるかで、公武関係像は大きく異なる」と述べた。<sup>(75)</sup> 本来なら後小松上皇に属すべき行為に、義持が介入するという事實を、「接收」と見るか「輔弼」と見るかは、コインの裏表のようなもので、どちらとも解釈できる。しかし、本稿で明らかにした内容を踏まえるならば、後者として評価するのが妥当ではないかと思う。

さて、「はじめに」において、親和性が強調されつつある義満期の公武関係に対し、義持期のそれはどのように把握すべきか、という問題提起をした。本稿の考察からは、公武に緊張関係を見出すべきでなく、義持期も義満期同様に両者が共存の関係にあつた、との結論となる。それでは、義持期は義満期の公武関係をそのまま引き継いだのだろうか。そうではないだろう。両室町殿の公家社会に対する態度には、大きな差違がある。義満は左大臣右大将として公事に参加した。<sup>(76)</sup>

また出家後は法皇に准ずる地位に自己を位置づけ、「准法皇」として振る舞つた。出家以前は太政官制の一員として宮中の諸公事や太政官の行政事務に参加し、出家以後は治天の君、いわば公家社会の代表者として君臨したのである。義満は一貫して、公家社会の一員として、その表舞台に立ち続けたといえよう。対する義持はどうだろうか。本論の中で彼が内大臣という役職に基づいては行動していなかつたことを述べた。また前稿で、彼が「現任の摂関」として振る舞つてい

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

一六〇(105)

たことを指摘したが、現任の摂関は「太政官の行政事務には参加しないのが、平安中期以降の一般的なあり方」であった。<sup>(71)</sup> そして本稿での結論は、義持が後小松「王家」の執事であったというものである。つまり、「王家」を支える必要上、大嘗会等の儀式に参加することがあったものの、義持はあくまで「王家」あるいは公家社会を下支えする裏方としての役割に徹し、自らが積極的に公家政治の表舞台に立つことはなかつたのである。等しく公武に共存関係を認めるることはできるが、義満と義持とでは、「自らが表舞台に立つ義満」と「裏方として、基本的には公家政治の表舞台に登場しない義持」という違いがあつたといえるだろう。

ところで、義持期の公武関係を語る上で無視できないのが、義満に対する朝廷からの太上天皇号宣下を拒否したという出来事である。近年の研究では、この出来事は義満による「王権篡奪」論との関連の中で語られることが多い。<sup>(72)</sup> また白井信義氏はこの出来事から、義持の「武家本道への回帰」を導き出した。<sup>(73)</sup> 白井氏の視点は、もはやそのままでは成り立たないと思われるが、ならば太上天皇号宣下拒否を、義持あるいは義持期の幕府政治との関わりの中で、どのように位置づけるべきだろうか。筆者はこの出来事を、「今後、室町殿は公家社会の表舞台に立つ一員、ましてや公家社会の代表者（治天の君）として扱われることを拒否する」という意志表示であったと解釈したい。そしてこの解釈が認められるのであるならば、太上天皇号宣下が宿老斯波義将をはじめとする幕府重臣により拒否されたという事実は大きな意味を持つだろう。義持の「裏方として、基本的には公家政治の表舞台に登場しない」という公家社会への態度を、太上天皇号宣下拒否の延長上に位置づけることができるようになり、したがつて義持による方向転換も義満死後における幕府宿老の既定路線として考えることが可能になるからである。当然のことだが、室町殿の公武関係に対する基本姿勢が、義持の個人的な性向だけで、大幅に軌道修正されるとは考えがたい。義持による方向転換の裏には、当時の幕府宿老の同意があつたと見て大過ないだろう。

最後に、義持期の幕府が、室町殿に「王家」の執事という地位を選んだ背景について簡単に見通したい。明徳三（一三

九二〇年、後龜山天皇が後小松天皇に三種の神器を譲渡することにより、両朝の一統が果たされ、いわゆる「南北朝時代」に終止符が打たれた。南北朝の動乱の中で、様々な勢力が政治の具として両朝を利用し続けることにより、天皇の権威（聖性）は、北朝か南朝かに関わらず、危機的に低下したと思われる。明徳の合一はそのような状況に一定の解決を与えるものであったが、義満そして義持（及び幕府重臣）にとっての誤算は、思いのほかに南朝及びその後継勢力がしぶとかったことであろう。南朝勢力がその後も北朝・室町幕府を悩ませ続けた様子については、森茂暁氏が精密な研究を積み重ねてきたところである。<sup>(81)</sup> 榎原雅治氏は端的に、室町幕府にとって南朝と関東の問題を「アキレス腱」と表現した。<sup>(82)</sup> 天皇家全体の権威が低下していたということは、同時に北朝皇統の権威も低下していたことを意味する。それゆえに、しぶとく生き残っていた後南朝勢力と北朝皇統の間に、権威の差がさほど生まれなかつた。その結果、南朝皇子は、可能性は低いながらも、依然として皇位継承候補としての地位に踏みとどまることとなり、それが後南朝の完全壊滅を妨げる要因となつた。そのような背景のもと、義持期の幕府はまず皇統を固定し、内乱・分裂の要素の一つを確実に除去するという課題を突きつけられた。その中で導き出されたのが「武家の実力に裏打ちされた後小松「王家」の権威」というあり方だつたのではなかろうか。室町殿が、後小松「王家」家政にまつわる様々な実務を代行することにより、世人は後小松「王家」の裏では室町幕府が常に目を光らせていることを意識したであろうし、儀礼の場で義持を侍らせている様子を目の当たりにすることにより、後小松「王家」の権威を再確認したであろう。横井清氏が丹念に描き出したように、義持は称光天皇の後継者確定のために、文字通り東奔西走している。<sup>(83)</sup> このことは、後小松「王家」内での皇位継承、別言すれば皇統の固定が、義持にとって極めて重要な政治的課題であつたことを物語つていよう。そして血脉そのものは崇光流へと移ることとなつたが、即位に際して後花園天皇を後小松上皇の「猶子」とすることにより、皇位の後小松皇統への一本化を既成事実として実現し、室町幕府滅亡まで、安定的な皇位継承が果たされることとなつた。義持期の幕府は、後南朝勢力の完全解体のために、皇統の固定化を目指した。そしてその実現のためには、後小松「王家」を絶対的な皇統として権威づ

## 足利義持と後小松「王家」（石原）

二八(106)

ける必要があった。それが義持に後小松「王家」の執事ともいうべき立場を全うさせた主要因であったのではないだろうか。

注(1) 本稿が扱う範囲は、義満の死から義持の死までの期間で

あり、後小松に関していえば、その期間中に天皇から上皇へと肩書きを変えてゆくが、煩雑になるため特に断りがない限り「後小松上皇」あるいは単に「後小松」として表記する。

同様に、称光に関しても、躬仁親王から称光天皇へと肩書きを変えるが、親王であることを強調したいとき以外は「称光天皇」あるいは「称光」と表記する。

(2) 田中義成『足利時代史』(講談社学術文庫 一九七九、初出

一九三)、八八～九五頁。

(3) 白井信義『足利義満』(吉川弘文館 一九六〇)。

(4) 同上、一九九～二〇一頁。

(5) 足利義持に関する先行研究の整理は、清水克行「足利義持の禁酒令について」(『日本歴史』六一九 一九九九)に詳しい。

(6) 横井清『室町時代の一皇族の生涯』(講談社学術文庫 二〇〇一、初出一九七九)。

(7) 榎原雅治「一揆の時代」(同編『日本の時代史11 一揆の時代』吉川弘文館 一〇〇三)、三一～三三頁。なお、室町殿の

口宣案加判については金子拓「中期室町幕府・御家人と官位」(同著『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館 一九九八、初出

一九九四)などに詳しい。

(8) 桜井英治『日本の歴史12 室町人の精神』(講談社 二〇〇一)、八九頁。

(9) 同右、九〇頁。

(10) 同右、九八頁。

(11) 栗山圭子氏は、括弧付きの「王家」を、「一組の夫婦関係(父院+国母)を前提にして嫡系相承を指向する院の「家」と定義づけ、一般的な王家の語の使用法と区別している。時代背景を異にするので、安直な使用への叱責はあるが、本稿でも栗山氏と同様の意味において「王家」の語を用いる(『中世王家の存在形態と院政』『ヒストリア』一九三 一〇〇五)。

(12) 白井前掲注(3)著書、四九～五〇頁。

(13) 佐藤進一『南北朝の動乱』(『日本の歴史』第9巻 中央公論社 一九六五)、四二五～四三八頁。

(14) 今谷明『室町の王権』(中公新書 一九九〇)。

(15) 斎木一馬「恐怖の世——嘉吉の変の背景——」(高柳光壽博士頌寿記念会編『戦乱と人物』吉川弘文館 一九六八)。

(16) 市沢哲「中世王権論のなかの足利義満」(『歴史評論』六四九 一〇〇四)。

- (17) 新田一郎『日本の歴史11 太平記の時代』(講談社 二〇〇一)。
- (18) 拙稿「准摂関家としての足利將軍家—義持と大嘗会との関わりから—」(『史学雑誌』一二五一一二〇〇六)。以下、「前稿」。
- (19) 『大日本史料』第七編之第二〇、応永二一年一二月五日条。(以下『大日本』七の二〇などと記す。)
- (20) 同右。
- (21) 『薩戒記』応永二六年八月二一日条。
- (22) 『看聞日記』応永二六年八月二一日条。
- (23) 『続群書類從』一九上、管絃部。
- (24) 『称光院』項(『群書類從』一、帝王部)。
- (25) 『日本史大事典』(平凡社)の「元服」(中村義雄氏執筆)、「東宮職員令」(春名宏昭氏執筆)の項。
- (26) 同右。
- (27) 『正元元年東宮御元服部類記』(『続群書類從』一一上、公事部)。
- (28) 『東宮冠礼部類記』(『続群書類從』一一上、公事部)、『承元二年御東宮元服記』(同)。
- (29) 『不知記』応永一九年八月二九日条(『大日本』七の一六、同日条)。
- (30) 義持が讓位儀そのものに参加していない理由について、現時点では明確な答を見い出せない。
- (31) 『不知記』応永一九年八月二八日条(『大日本』七の一六、二〇〇一)の一二二一、一二三頁(黒川直則氏執筆)において、足利義持と後小松「王家」(石原)
- (32) 前稿。
- (33) 義持は応永二六年に三四歳という若さで早々に内大臣を辞任し、廟堂の表舞台を退いているが、これは同年に朝勤行幸を無事済ませ、後小松から称光への皇位繼承儀礼が一段落したことと少なからず関係していると思われる。
- (34) 『大日本』七の二一、応永二一年一二月一九日条。
- (35) 『満濟准后日記』応永二〇年八月六日条。
- (36) 『足利家官位記』(『群書類從』三、補任部)。
- (37) 同右。
- (38) 『兼宣公記』応永一九年九月一七日条。
- (39) 『兼宣公記』応永一九年一〇月一四日条。
- (40) 『常永入道記』応永一九年一〇月一四日条(『大日本』七の一七、同日条)。
- (41) 『看聞日記』応永一九年九月一六日条。
- (42) 『看聞日記』応永二九年九月一八日条。
- (43) 『満濟准后日記』応永三一年一〇月二九日条。
- (44) 同右。
- (45) 『看聞日記』応永二三年七月五日条。
- (46) 『薩戒記』応永二三年一一月一六日条。
- (47) 『兼宣公記』所収、別記『仙洞御修法申沙汰記』五六六日条。
- (48) 『講座日本荘園史8 近畿地方の荘園III』(吉川弘文館

足利義持と後小松「王家」（石原）

三〇(10)

本史料も引用しつつ、上庄村を「禁裏御料所」としている。

鳥取荘については長講堂領だったことが確実である。（『講座

日本荘園史9 中國地方の荘園』一八〇頁 榎原雅治氏執筆）。

(49) 「興行」内容の詳細は不明。園池での船樂であろうか。

(50) 『看聞日記』応永三一年一月二二日条。

(51) 『看聞日記』応永三一年一月二三・二五日条。

(52) 『看聞日記』応永三一年一月二六日条。

(53) 『看聞日記』応永三一年一月二二日条。

(54) 横井前掲注（6）著書、二三三・二三六頁。

(55) 『看聞日記』応永三一年六月二九日条。

(56) 『薩戒記』応永三一年六月二八日条。

(57) 『兼宣公記』応永一九年六月一八日条。

(58) 『兼宣公記』応永一九年六月一七日条。

(59) 有光と秀光は資教の子、盛光は甥にあたる。

(60) 『常永入道記』応永一九四九月一四日条（『大日本』七の一

七、同日条）。

(61) 『公卿補任』応永一〇年条。

(62) 『公卿補任』応永一四年条。

(63) 『満済准后日記』応永三三年九月一〇日条など。

(64) 『尊卑分脈』など。

(65) 『日本史広辞典』（山川出版社）、「執事」の項。

(66) 『薩戒記』応永三二年四月二七日条。

(67) 同右。この一件については、桃崎有一郎「『裏築地』に見る室町期公家社会の身分秩序—治天・室町殿と名家の消長—」

（『日本史研究』五〇八 二〇〇四）も併せて参考されたい。

(68) 『薩戒記』応永二九年一〇月二三日条。

(69) 横井前掲注（6）著書、一〇七・一〇八頁。

(70) 丸山裕美子「天皇祭祀の変容」（『日本の歴史08 古代天皇制を考える』講談社 二〇〇一）。

(71) なお最近、松永和浩氏が「室町期における公事用途調達方式の成立過程—「武家御訪」から段錢へ—」（『日本史研究』五二七・一〇〇六）において、南北朝期の室町幕府が朝廷儀礼の励行に積極的であったことを明らかにした。氏の議論と本稿の内容がどのように関わるかについては、今後の課題である。

(72) 『薩戒記』応永一九年一月一日条。

(73) 『兼宣公記』応永二四年一月一日条。

(74) 『康富記』応永二五年八月一三日条。

(75) 水野智之「室町期の家門安堵に関する補遺」（『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館 一〇〇五）、九五頁。

(76) 前稿。

(77) 山本信吉「一上考」（『国史学』九六 一九七五）。

(78) 今谷前掲注（14）著書。榎原前掲注（7）著書。

(79) 白井前掲注（3）著書、一九〇・二〇一頁。

(80) 近年では、「武家本道への回帰」で義持が語られることはほとんどなくなつたが、白井氏の視点を正面から批判した論考は管見の限り見あたらぬ。義持が公家社会にも主体的に、しかも公武共存という姿勢において関与していたこと、したがつて決して武家一辺倒の人物でなかつたことは本稿の

考察から明らかだと思われる。なお、義満期に対する義持期

公武関係の特徴について、山家浩樹氏は「義満が天皇、院との接近を選出したのち、両者は一体化を前提にふたたび役割

を分担したという印象が強い。」と述べる（『室町時代の政治秩序』歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第4巻 中世社会

の構造』東京大学出版会 一〇〇四）。義持にとって、公家社会

の扱い手はあくまで「王家」を中心とした廷臣であり、一線

を画した上で、それを支えることが室町殿の役割だったのであろう。そして、このような役割分担の存在が、臼井氏をして「武家本道への回帰」と評価せしめたものと考えられる。

(81) 森茂曉『闇の歴史、後南朝—後醍醐流の抵抗と終焉—』

(角川選書 一九九七)、同『南朝全史—大覚寺統から後南朝へ—』  
(講談社選書メチエ 二〇〇五)など。

(82) 榎原前掲注(7)著書。

(83) 横井前掲注(6)著書。

## 投稿規定

一、投稿は会員に限ります。

二、投稿を受け付けているのは、次のもので、公刊されていないものに限ります。

論文

研究ノート

史料紹介

研究動向

報告集等に掲載されたものをもとにしている場合は、必ず投稿原稿にそのことを明記し、当該の報告集等を添えて下さい。

三、原稿は和文、縦書きで、400字×8枚を上限とします。A4用紙一枚に800字で印字して下さい。

図、表は『史学雑誌』一页の大さきを400字×四枚分と計算し、本文、注、図、表の合計が八枚を超えないようにして下さい。

四、原稿には必ず和文レジュメ(800字以内)を添付し、論文、研究ノートの場合は、英文レジュメも添えて下さい。レジュメのない原稿は受理しません。

五、二重投稿は認めません。

六、原稿は史学会に郵送して下さい。原稿、レジュメはともに二セットお送り下さい。

七、写真、図版、特殊文字等により印刷経費が超過した場合、その一部を負担していただくことがあります。